



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1017 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)
  - 1018 " ( " )
  - 1019 " ( " )
  - 1020 " ( " )
  - 1021 " ( " )
  - 1022 " ( " )
  - 1023 " ( " )
  - 1024 " ( " )
  - 1025 " ( " )
  - 1026 " ( " )
  - 1027 " ( " )
  - 1028 " ( " )
  - 1029 " ( " )
  - 1030 " ( " )
  - 1031 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
  - 1032 生活保護法による介護機関の指定 ( " )
  - 1033 貸金業の登録の取消し (工商観光労働総務課)
  - 1034 平成20年度森林資源モニタリング調査業務の委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (林業振興課)
  - 1035 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 選挙管理委員会告示
- 68 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正
- 公告
- 平成21年度産業技術専門学院の生徒(普通課程)募集 (労働政策課)
  - 平成21年度産業技術専門学院の生徒(短期課程)募集 ( " )
  - 入札公告 (林業振興課)

## 告 示

### 和歌山県告示第1017号

和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したため同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成18年5月10日から平成20年3月3日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年7月1日

### 和歌山県告示第1018号

和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したため同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成18年5月10日から平成20年3月3日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年7月1日

### 和歌山県告示第1019号

和歌山県紀の川市桃山町調月の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したため同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市

- 2 調査を行った時期  
平成18年6月30日から平成20年3月14日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市桃山町調月の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市桃山町調月の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年7月1日

和歌山県告示第1020号

和歌山県御坊市湯川町財部の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期  
平成18年5月1日から平成20年3月26日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県御坊市湯川町財部の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県御坊市湯川町財部の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年7月1日

和歌山県告示第1021号

和歌山県御坊市熊野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期  
平成18年5月1日から平成20年3月26日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県御坊市熊野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県御坊市熊野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年7月1日

和歌山県告示第1022号

和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期  
平成18年5月10日から平成20年3月7日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年7月1日

和歌山県告示第1023号

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期  
平成18年4月28日から平成20年3月10日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年7月1日

和歌山県告示第1024号

和歌山県紀の川市古和田の一部・畑野上における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市

- 2 調査を行った時期  
平成18年4月28日から平成20年3月14日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市古和田の一部・畑野上の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市古和田の一部・畑野上
- 5 認証年月日  
平成20年7月1日

和歌山県告示第1025号

和歌山県紀の川市王子における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成18年4月28日から平成20年3月24日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市王子の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市王子
- 5 認証年月日  
平成20年7月1日

和歌山県告示第1026号

和歌山県紀の川市名手西野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成18年4月28日から平成20年3月24日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市名手西野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市名手西野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年7月1日

和歌山県告示第1027号

和歌山県新宮市三輪崎の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期  
平成18年5月8日から平成20年3月19日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県新宮市三輪崎の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県新宮市三輪崎の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年7月1日

和歌山県告示第1028号

和歌山県新宮市熊野川町四瀧・九重の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期  
平成18年5月8日から平成20年3月23日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県新宮市熊野川町四瀧・九重の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県新宮市熊野川町四瀧・九重の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年7月1日

和歌山県告示第1029号

和歌山県岩出市尼ヶ辻における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期

平成16年10月5日から平成20年2月12日まで

3 成果の名称  
和歌山県岩出市尼ヶ辻の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域  
和歌山県岩出市尼ヶ辻

5 認証年月日  
平成20年7月1日

和歌山県岩出市

2 調査を行った時期  
平成17年5月18日から平成20年2月12日まで

3 成果の名称  
和歌山県岩出市根来の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域  
和歌山県岩出市根来の一部地区

5 認証年月日  
平成20年7月1日

**和歌山県告示第1030号**

和歌山県岩出市根来の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

**和歌山県告示第1031号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	打田町中央在宅介護支援センター	紀の川市畑野上272	居宅介護支援	平成18.4.1

**和歌山県告示第1032号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	皆楽園友愛ケアプランセンター	紀の川市畑野上272	居宅介護支援	平成20.5.1
医療法人久生会	海南市名高506-4	医療法人久生会山本クリニック	海南市名高506-4	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成20.7.1

**和歌山県告示第1033号**

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 商号又は名称 グリーンファイナンス
- 氏名 植野匡城
- 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市中島383番地の17 中島ロイヤルハイツ302号
- 登録番号 和歌山県知事（N1）第01426号
- 登録年月日 平成18年12月11日
- 行政処分の日 平成20年7月7日

- 行政処分の内容 登録の取消し
- 行政処分の理由 貸金業法第24条の6の6第1項第1号に該当するため

**和歌山県告示第1034号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度森林資源モニタリング調査業務の委託に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 競争入札に付する業務の名称等

<p>(1) 業務の名称 森林資源モニタリング調査業務</p> <p>(2) 業務期間 契約締結日の翌日から120日間</p> <p>(3) 業務の内容等 仕様書による。</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格事項 この競争入札に参加することができる者は、平成20年7月15日(火)現在において、次の要件をすべて満たしている者とする。</p> <p>(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。</p> <p>(3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止を受けていない者であること。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>(5) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。</p> <p>(6) (4)及び(5)に関する誓約書を提出する者であること。</p> <p>(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。</p> <p>(8) 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年制定)第6条の規定に基づく認定を受けている者で、平成19・20年度入札参加資格審査により森林土木の認定を受けていること。</p> <p>(9) 平成15年度から平成19年度までの期間において、国又は地方公共団体発注の同種同規模の実績がある者であること。</p> <p>(10) 和歌山県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。</p> <p>3 資格審査申請書類及びその配布方法等</p> <p>(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。</p> <p>ア 競争入札参加資格審査申請書</p> <p>イ 事業経歴書</p> <p>ウ 平成19・20年度の入札参加資格認定通知書の写し</p> <p>エ 使用印鑑届</p> <p>オ 誓約書</p> <p>カ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)</p> <p>(2) (1)のア、イ、エ、オ及びカに掲げる申請書類の用</p>	<p>紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年7月15日(火)から平成20年7月23日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で提示又は配布を行う。</p> <p>(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年7月15日(火)から平成20年7月23日(水)までの間に和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所 平成20年7月18日(金)から平成20年7月25日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。</p> <p>5 資格審査申請書類の配布の場所 和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課 和歌山市小松原通一丁目1番地 郵便番号 640-8585 電話番号 073-441-2962 ファクシミリ番号 073-433-1037</p> <p>6 資格審査の結果の通知 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年8月1日(金)までに通知する。</p> <p>7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明</p> <p>(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。</p> <p>(2) (1)の説明は、平成20年8月7日(木)までに書面により求めるものとする。</p> <p>(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。</p> <p>(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成20年8月14日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。</p> <p>(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。</p> <hr/> <p>和歌山県告示第1035号</p> <p>農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。</p> <p>平成20年7月15日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町井堰字奥ノ谷125の2、128、129の2、130、134の1から134の4まで、135、136、137の1、137の2、140、141、143、148、149、150の1、151、255の56、255の67、255の102、255の106、</p>
--	---

255の109から255の112まで、255の116、255の121、255の123、255の124、255の129、255の131、255の133から255の136まで、255の138、255の141から255の145まで、255の162、255の167

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥ノ谷128・134の1・134の4・135・137の1・255の102・255の109・255の111・255の112・255の131・255の143(以上11筆について次の図に示す部分に限る。)、137の2、141

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第68号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投

1 募集定員等

名称	訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程(高卒)	自動車工学科	2年	20人
			理容科	2年	15人
			メカトロニクス科	2年	15人
			情報技術科	1年	10人
			建築工学科	1年	20人
	普通課程(中卒)	デザイン木工科	2年	15人	
	計				95人
和歌山県立田辺産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程(高卒)	自動車工学科	2年	15人
			観光ビジネス科	1年	20人
			溶接板金科	1年	20人
	計				55人
	合計				150人

2 応募資格

(1) 普通課程(高卒)

学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を

票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年7月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

第2項の表中

紀南地方老人福祉施設組合立 特別養護老人ホーム 百々千園	西牟婁郡白
株式会社協栄年金ホーム 協栄白浜年金ホーム	西牟婁郡白

浜町中1652番地

浜町中1700番地

紀南地方老人福祉施設組合立 特別養護老人ホーム 百々千園	西
------------------------------------	---

牟婁郡白浜町中1652番地

に改める。

公 告

公 告

平成21年度に訓練を開始する産業技術専門学院の生徒(普通課程)を次のとおり募集する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

科については、高等学校を卒業した者及び平成20年度高等学校卒業予定者並びに大学受験有資格者で35歳以下の者であること。

なお、理容科については、学校教育法による中学校を卒業した者も受験可能とする。

(2) 普通課程(中卒)

学校教育法による中学校を卒業した者(平成20年度卒業予定者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、35歳以下の者であること。

3 応募手続

(1) 入学願書は、県内の公共職業安定所及び各産業技術専門学院に備えている。

なお、入学願書については、所定の用紙に必要事項を

記入の上、提出前3か月以内に撮影した写真(正面上半身、脱帽、縦4cm×横3cmのもの)を貼付するものとする。

(2) 入学願書は、居住地を管轄する公共職業安定所に提出すること。ただし、平成20年度高等学校卒業予定者は、在学している高等学校を經由して入学を希望する産業技術専門学院に提出するものとする。

(3) 平成20年度中学校及び高等学校卒業予定者以外の応募者は、医師の診断書を入学願書に添付すること。

(4) 自動車工学科及び理容科を希望する者は、最終学歴を証明する書面を入学願書に添付すること。

(5) 受験料は、2,200円とし、入学願書に和歌山県収入証紙をちょう付することにより納めるものとする。

4 募集日程

区分	受付期間	選考日時	選考方法	選考場所	合格発表
10月選考	平成20年10月6日(月)から平成20年10月15日(水)まで	平成20年10月24日(金)午前9時30分	筆記試験(国語・数学)及び面接	入学を希望する各産業技術専門学院	平成20年10月28日(火)午後3時
2月選考	平成21年1月13日(火)から平成21年1月26日(月)まで	平成21年2月6日(金)午前9時30分	筆記試験(国語・数学)及び面接		平成21年2月10日(火)午後3時

- (1) 受験者全員に本人あて可否を通知する。
- (2) 選考日には、受験票、筆記用具及び昼食を持参し、午前9時までに選考場所に集合すること。
- (3) 2月選考の募集人員等は、10月選考の状況等に応じて決定するものとする。

5 入学日時

平成21年4月8日(水)午前10時

6 訓練経費

- (1) 入学金 5,650円
- (2) 授業料 年額115,200円(平成20年度実績)。ただし、平成21年度は、変更の可能性が有る。
- (3) 訓練科によって異なるが、教科書代、実習服代、個人が所有する工具代及び資格取得に要する実費等が別途必要である。

7 選考結果の開示

(1) 入学試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条の規定により、口頭で開示を請求することができる。ただし、電話、はがき等による請求は認めない。開示を請求する際は、受験者本人であることを明らかにする書面(受験票又は可否通知書)を持参の上、受験者本人が受験した産業技術専門学院に直接請求すること。

(2) 開示する内容

総合得点及び順位

(3) 開示請求期間

合格発表の日から1月間

8 訓練期間中の援護措置

- (1) 一定の条件を満たす者は、授業料の減免措置の適用がある。
- (2) 交通機関利用者には、学生割引が適用される。
- (3) 雇用保険受給者で公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、引き続き訓練修了まで雇用保険の支給が延長される。
- (4) 公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、別に定める訓練手当が支給される。ただし、雇用保険受給者は除く。
- (5) 生徒は、所得基準によって技能者育成資金の貸付けを受けることができる。ただし、雇用保険受給者及び訓練手当受給者は除く。

9 問い合わせ先

和歌山県立和歌山産業技術専門学院  
〒649-6261 和歌山市小倉90  
電話番号 073-477-1253  
ファクシミリ番号 073-477-1254  
和歌山県立田辺産業技術専門学院  
〒646-0011 田辺市新庄町1745-2  
電話番号 0739-22-2259  
ファクシミリ番号 0739-22-3123

公 告

平成21年度に訓練を開始する産業技術専門学院の生徒(短期課程)を次のとおり募集する。

平成20年7月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 募集定員等

名称	訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
和歌山県立産業技術専門学院	普通職業訓練	短期課程	総合実務科	1年	20人
	計				20人

※本人の適性に応じて販売コースとOAコースにわかれる。

2 応募資格

次に掲げるすべてに該当するものとする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第4号に規定する知的障害者
- (2) 公共職業安定所に求職申込を行っている者
- (3) 公共職業安定所長の受講推薦又は受講指示を受けた者
- (4) 職業訓練を受講することにより就労が見込める者
- (5) 身辺処理能力が確率しており、訓練の受講及び集団生活に支障のない者
- (6) 自力で通学が可能なる者

3 応募手続

4 募集日程

区分	受付期間	選考日時	選考方法	選考場所	合格発表
10月選考	平成20年10月6日(月)から平成20年10月15日(水)まで	平成20年10月24日(金)午前9時30分	筆記試験(国語・数学)・作業試験及び面接試験	和歌山産業技術専門学院	平成20年10月28日(火)午後3時
2月選考	平成21年1月13日(火)から平成21年1月26日(月)まで	平成21年2月6日(金)午前9時30分	筆記試験(国語・数学)・作業試験及び面接試験		平成21年2月10日(火)午後3時

(1) 入学願書は、県内の公共職業安定所及び各産業技術専門学院に備えている。

なお、入学願書については、所定の用紙に必要事項を記入の上、提出前3か月以内に撮影した写真(正面上半身、脱帽、縦4cm×横3cmのもの)を貼付するものとする。

(2) 入学願書及び応募資格を証する書類(療育手帳。ただし、療育手帳の交付を受けていない者は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターの発行する判定書)の写しを、居住地を管轄する公共職業安定所に提出すること。

- (1) 受験者全員に本人あて可否を通知する。
- (2) 選考日には、受験票、筆記用具及び昼食を持参し、午前9時まで選考場所に集合すること。
- (3) 2月選考の募集人員等は、10月選考の状況等に応じて決定するものとする。

5 入学日時

平成21年4月8日(水)午前10時

6 訓練経費

- (1) 入学考査に要する費用、入学金及び授業料は、無料とする。
- (2) 教科書、作業服、災害障害保険料その他の活動費用等が必要である。

7 選考結果の開示

- (1) 入学試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条の規定により、口頭で開示を請求することができる。ただし、電話、はがき等による請求は認めない。開示を請求する際は、受験者本人であることを明らかにする書面(受験票又は合

否通知書)を持参の上、受験者本人が受験した産業技術専門学院へ直接請求すること。

(2) 開示する内容

総合得点及び順位

(3) 開示請求期間

合格発表の日から1月間

8 問い合わせ先

和歌山県立和歌山産業技術専門学院

〒649-6261 和歌山市小倉90

電話番号 073-477-1253

ファクシミリ番号 073-477-1254

入札公告

平成20年度森林資源モニタリング調査業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年7月15日



和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 事業年度  
平成20年度
- (2) 業務の名称  
森林資源モニタリング調査業務
- (3) 業務内容  
仕様書による。
- (4) 業務履行の場所  
和歌山県が指定する。
- (5) 業務期間  
契約締結日の翌日から120日間
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成20年和歌山県告示第1034号に規定する森林資源モニタリング調査業務の委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課
- (2) 期間  
平成20年7月15日(火)から平成20年7月23日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)
- 4 仕様書を提示する場所及び期間等
- (1) 仕様書を提示する場所及び期間は、次のとおりとする。
- ア 場所  
3の(1)に同じ。
- イ 期間  
3の(2)に同じ。
- (2) (1)の規定により提示する仕様書に対して質問がある者は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課に対して平成20年7月25日(金)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
- ア 場所  
3の(1)に同じ。
- イ 期間  
3の(2)に同じ。
- (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課に対して平成20年7月25日(金)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所  
和歌山市雑賀屋町19番地  
和歌山県薬剤師会館大会議室
- イ 入札日時  
平成20年8月19日(火)午後2時から
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。
- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- 7 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- 9 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。
- 10 入札の無効  
本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者とした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2962

ファクシミリ番号 073-433-1037